若山峻也

　　　死刑制度の存廃に関する主な論拠

1. 死刑廃止派の立場
* 憲法三十六条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる。」という規定に死刑は該当する。
* 死刑廃止は国際的潮流であるので我が国でも死刑を廃止すべきである。
* 誤判の可能性を否定できない以上、死刑は廃止すべきである。
* 死刑に犯罪を抑止する効果があるのか否か疑わしい。
* 犯人には生涯罪を償わせるべきである。
* どんな凶悪犯であっても更生の可能性はある。
1. 死刑存知派の立場
* 最高裁の判例上、死刑は憲法にも適合する刑罰である。
* 国民の一般的な法感情として凶悪犯に対して死刑を科すべきだという意識が存在する。
* 誤判が許されないのは死刑に限ったことではなく程度こそ異なれ、誤判の回復しえないことにおいて変わりはない。
* 死刑制度の威嚇力は犯罪抑止に効果的だと考えられる。
* 人を殺したことに関しては自らの命をもって罪を償うべきである。
* 凶悪犯の再犯の可能性を永久に排除する必要がある。